

31
588

度量衡簡易講習錄

水谷重俊著

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50^{6m} 1 2 3 4 5

始



31

588

度量衡簡易講習錄

全

31-588

第一 度量衡法規ノ大要

度量衡制度ノ目的ハ畢竟計量ヲ統一シ取引ノ安全ヲ保護スルニ
 アリマス、此ノ目的ヲ達スルガ爲メ明治二十四年法律第三號ヲ
 以テ度量衡法ヲ發布シ爾來世ノ進運ニ伴ヒ屢々改正セラレシ
 タ、現行度量衡法ハ明治四十二年法律第四號ヲ以テ發布セラ
 タモ、デアリマス。而シテ此ノ法律ヲ執行スルガ爲メ發布セラ
 レタル命令ハ次ノ三種デアリマス。

- (1) 勅令トシテハ度量衡法施行令、營業免許及檢定ニ關スル手
 數料制。
- (2) 農商務省令トシテハ度量衡法施行細則、免許狀ニ關スル手
 數料制及一斗榭使用ニ關スル件。

大 3. 内 交

(3) 府縣令トシテハ度量衡取締規則デアリマス。
尙此ノ外海里及一尋ノ制、寶石類ノ計量單位ノ値ニ關スル制ノ如キ一、二ノ事項ニツキ特別ノ規定ガアリマス、而シテ茲ニ法規ノ内容ヲ詳説スルコトハ時間ガ許サザルノミナラズ實益モ餘リ多カラザルコト、信ジマスカラ、專ラ度量衡法ノ趣旨ヲ簡易ニ述ベマス。

(1) 度量衡ノ基本、原器及名稱、命位

度量衡ノ計量ヲ統一スルニハ計量ノ標準即チ度量衡ノ値ヲ一定セネバナリマセヌ、之ガ爲ニハ先ヅ基本ヲ一定シ、其ノ基本ノ値ヲ一定不變ニ表示スル原器ヲ設ケ、且ツ度量衡ノ名稱、命位ヲ一定セネバナリマセヌ、即チ度量衡法第一條ニ於テ「度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス」ト規定サレ此ノ尺及貫ヲ實體的ニ表ス所ノ原器ハ白金「イリヂユーム」合金製ノ棒及分銅ニ依ツ

テ居ルノデアリマス。

次ニ度量衡ノ名稱、命位ニ就テハ度量衡法及度量衡法施行令ヲ以テ規定セラレテアリマス通り基本ノ値ヲ一定シタルト同時ニ其ノ補助單位タルベキ名稱、命位ヲ一定スル必要ガアリマス。名稱、命位トハ基本ノ値ノ倍數又ハ分數デアリマス、假令ハ寸ハ度ノ名稱ニシテ命位トシテハ尺ノ十分ノ一ニ當リ、斗ハ量ノ名稱ニシテ命位トシテハ升ノ十倍ニ當リ、毛ハ衡ノ名稱ニシテ命位トシテハ貫ノ百萬分ノ一ニ當ルガ如シ。吾國ニ於テハ度量衡ノ基本ハ「尺、貫」ナルモ其ノ外ニ「メートル」法、鯨尺及「ヤードポンド」法ノ三單位ヲ併用シテ居ルコトハ度量衡法第四條及同施行令第一條ノ規定ニヨリ、記憶シナケレバナリマセヌ。參考トシテ現今世界文明國ニ於テ採用セル度量衡ノ系統ヲ述ベマスレバ、其ノ大体ハ「メートル」法專用國デアリマシテ其

ノ數三十一ヶ國ニ達シテ居リマス。其ノ併用國ハ我國ヲ合セテ十一ヶ國ニ過ギマセヌ、然レドモ我國ノ如ク四單位ヲ併用シツ、アルガ如キハ未ダ聞カザル所デアリマス。斯クノ如ク世界ノ大勢ハ漸次「メートル」法専用ニ傾キツ、アルコトハ最モ悦ブベキ現象デアリマシテ我國ノ度量衡制度ノ將來モ亦斯ノ如ク簡易ナランコトヲ要スルハ識者ノ常ニ主張シ唱導スル所デアリマス

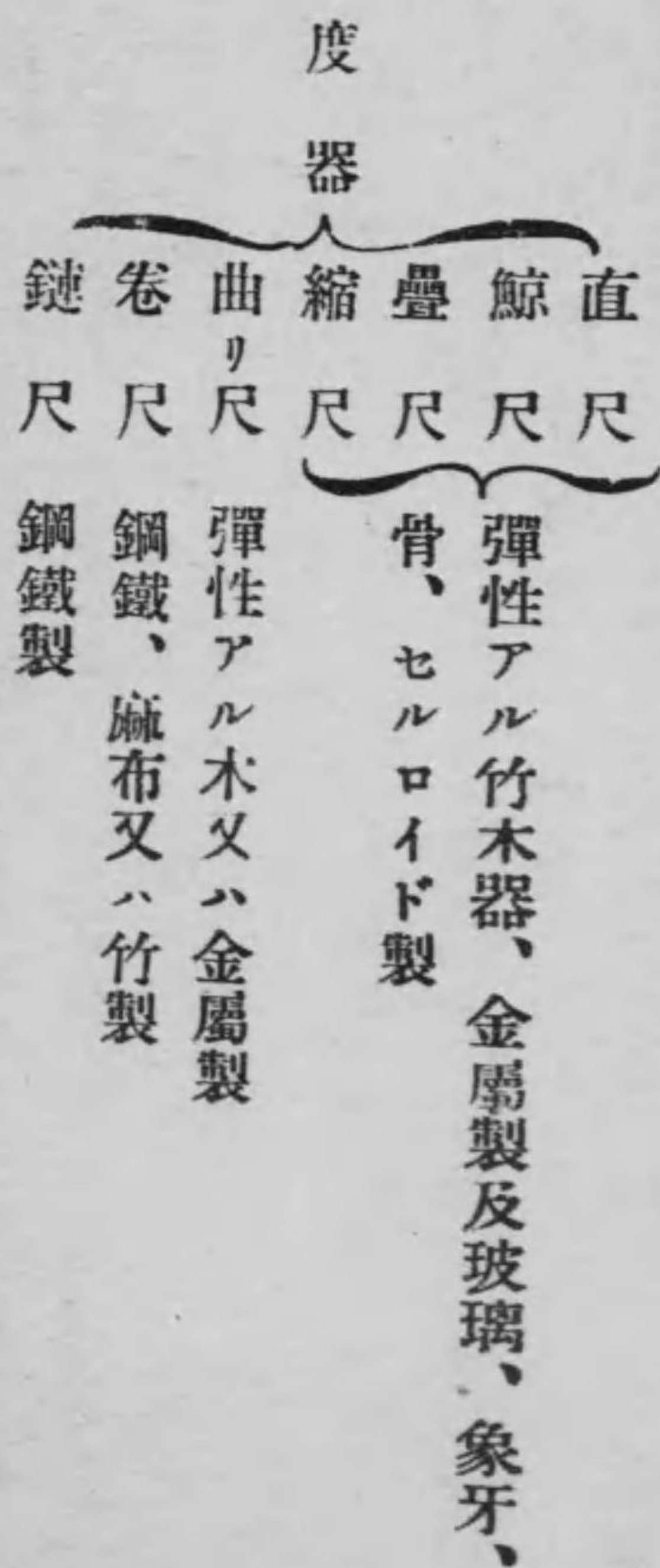
(2) 度量衡器ノ一定

次ニ計量統一ノ目的ヲ達スルニハ法定ノ度量衡ノ値ハ、實際ノ計量上ニ於テ之ヲ正確ニ保持セテバナリマセヌ。之ガ爲ニハ計量ノ用具タル度量衡器ノ表ハス値ヲ法定ノ値ト同一ニシナケレバナリマセヌ、而シテ度量衡器ハ信用ノ要具ナルヲ以テ可及的形式ヲ一定シ容易ニ差狂ヲ生ゼズ、又實用ニ便利デ且ツ使用上計量ヲ僞ル手段ノ試ミル餘地ノナキモノデナケレバナリマセン

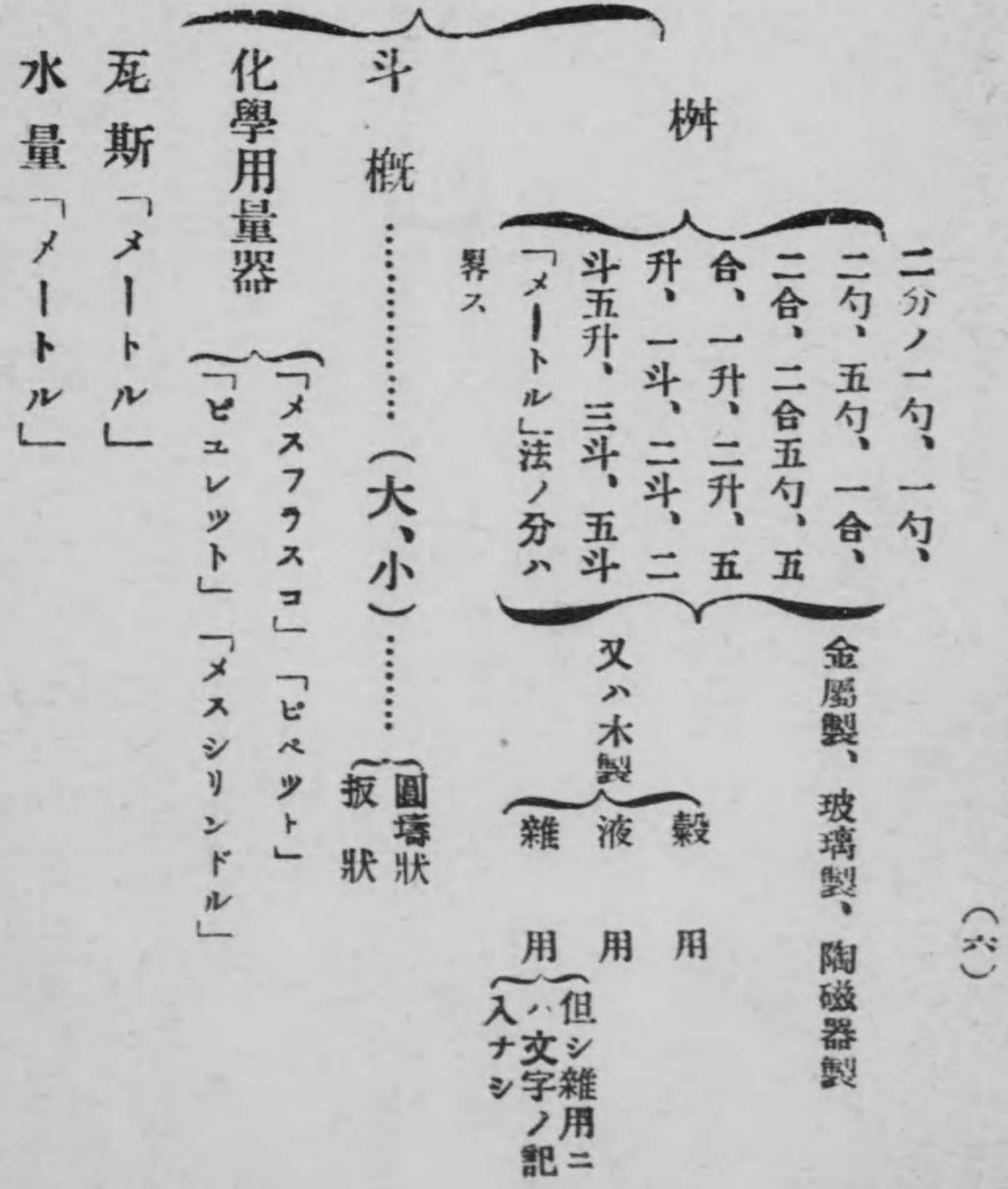
是レ度量衡法施行令以下ノ規定ニ於テ其ノ種類、構造、公差及使用ノ制限等ヲ定メラレタル所以デアリマス。

(3) 度量衡器ノ種類

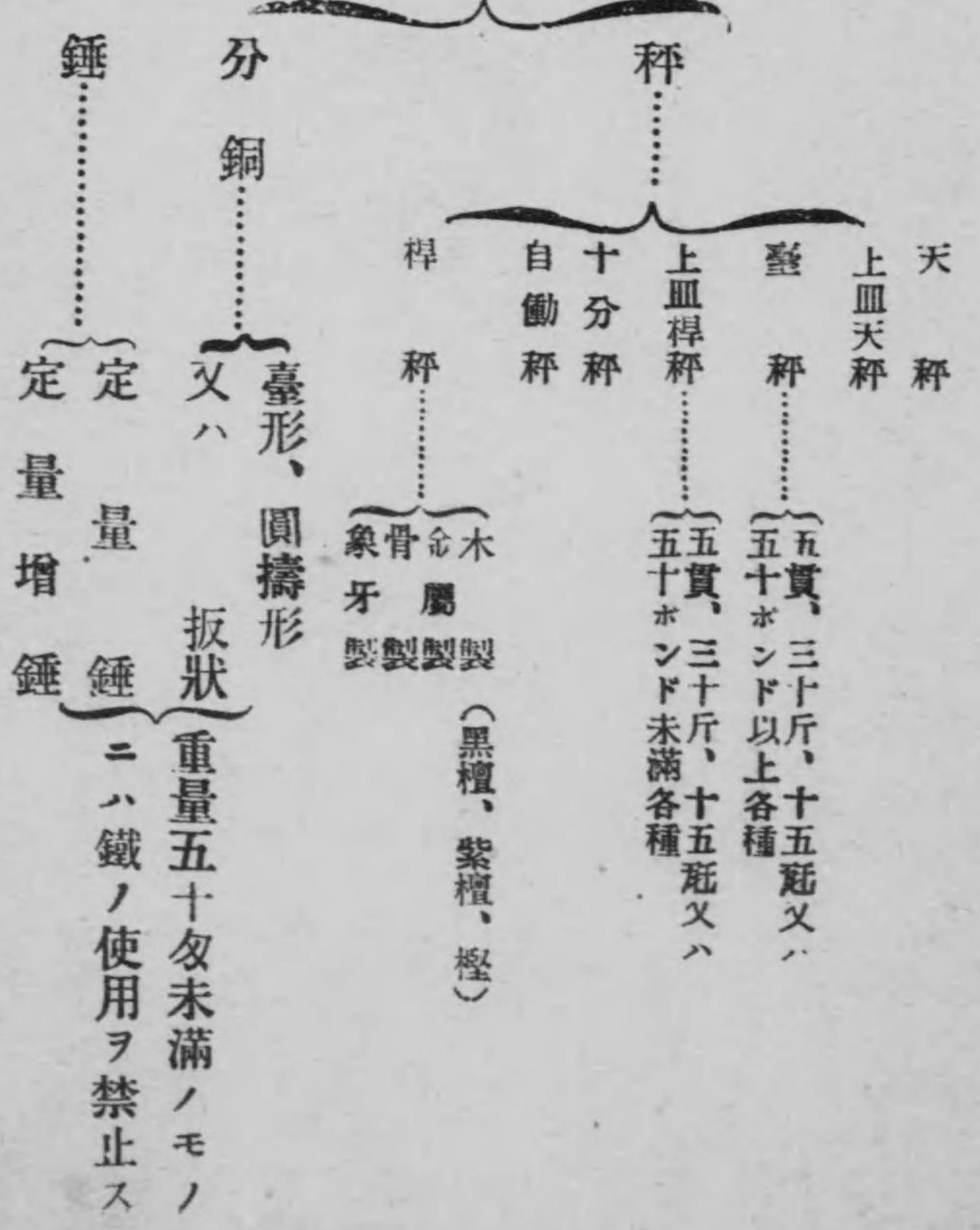
現今法令ヲ以テ規定セラレタル度量衡器ノ種類ハ次ノ通りデアリマス。



量器



衡器



附 分銅ト鍾トノ區別

分銅

ハ天秤、上皿天秤ノ使用又ハ秤ノ正否調査ノ場合ニ之ヲ用ユルモノデアツテ自重ヲ必ズ表記シテアルモノデアリマス、

鍾

ハ桿秤、上皿桿秤、臺秤ニ附屬スル「ヲモリ」デアリマシテ、定量鍾、又ハ定量増鍾ニハ其ノ附屬スル桿秤ノ秤量ガ表記サレ及秤量ニ對シ一定ノ比アル自重ヲ有スルモノデアリマス。

(4) 度量衡器ノ構造及公差

度量衡器ヲシテ法定ノ値ヲ正確ニ表ハサシムルニハ、其ノ正確ヲ維持スルニ足ル丈ノ耐久力ヲ有スル材料及構造ヲ撰ハネハナリマセヌ、是レ構造ノ規定アル所以デアリマス、又度量衡器ハ其ノ種類構造ヲ一定ニシマシテモ元來人工品デアリマスカラ多

少ノ器差ヲ認メテヤラテバ器物ヲ製作スルコトハ到底不可能デアリマス、故ニ使用上弊害ナキ程度ニ於テ一定ノ器差ヲ認メルト云フコトハ止ムヲ得ザル次第デアリマス、其レデ一体公差ハ何ナモノデアアルカト申シマスルニ器物ノ種類用途ノ精粗等ニ依リ大小ガアリ、又公差ニハ檢定ノ公差ト取締ノ公差ト二ツノ區別ガアリマス。檢定ノ公差ハ新規器物等ヲ檢定スル際許容サレタル器差デアリマシテ、取締ノ公差ハ器物使用ノ場合ニ許容サレタ器差デアリマス。茲ニ取締ノ公差デ例ヲ揚ゲマス、普通ノ一尺ノ度器デ全長ノ公差ガ二厘二毛五、木製方形一升ノ樹デ全量ノ公差ガ其ノ百分ノ一、臺秤デ其ノ目盛ガ秤量ノ二千分ノ一以下ノモノハ其ノ一度目ノ表ハス目方ノ一倍半又ハ桿秤デ其ノ目盛ガ二百分ノ一以下ノモノナレバ其ノ一度目ノ表ハス目方ノ一倍半ガ秤量ノ公差デアリマス、而シテ各種度量衡器ノ公差

(10)
ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ニ示スモノ、二分ノ三デア
リマス。但陶磁器楯及珫瑯塗リ楯ハ其ノ四分ノ五、木製楯ノ
雜用ノモノ及自働秤ハ其ノ二倍、瓦斯「メートル」ハ其ノ表ハ
ス量ノ百分ノ三、水量「メートル」ハ其ノ表ハス量ノ百分ノ五
デアリマス。

此ノ公差以上ノ差狂ヲ生ジタルモノハ不正ノモノデアリマス、
使用ノ度量衡器ガ公差以上ノ差狂アリヤ否ヤハ調査ヲ行ハテハ
分カテヌ譯デ此ノ意味ヨリシテモ自衛的ニ取締ノ必要ヲ感セラ
ル、コト、信ジマス。況ンヤ用途ニ依リ公差以上ニ正確ヲ期セ
ントセラル、向ニ於テハ當該官廳ノミノ取締ニ依頼シテ安心ノ
出來ナイコトヲ了解セラル、デアラウト考ヘマス。

(5) 度量衡器營業者

度量衡器ヲ一定スルモ之ガ供給機關タル製作者、修覆者及販賣
者ヲ制限セザルトキハ適當ノ器物ヲ得ルコトガ困難デアリマス
カラ、之ヲ製作シ修覆シ又ハ販賣スル者ニ對シ嚴密ナル監督ヲ
要スルコトハ當然デアリマス。從テ此等ノ營業ニ就テハ行政官
廳ノ免許ヲ受ケ一定ノ規律ノ下ニ業ヲ營ムコトニナツテ居リマ
ス。

(6) 度量衡器ノ檢定

度量衡器ノ正確ヲ期スルニハ政府ハ檢定ナル制度ヲ設ケ、一定
ノ手續ニ依リ檢定ヲ行ヒツ、アルノデアリマス、即チ度量衡器
ガ規定ノ構造ヲ具備シ且ツ許容セラレタル公差ノ範圍ニアルカ
否ヤト云フコトノ検査ヲ致シテ居リマス、而シテ規定ニ適合ス
ルモノニハ公認ノ証トシテ之ニ証印ヲ附スルコトニナツテ居リ
マス、但檢定ニハ甲種檢定ト乙種檢定ト二種類アリマシテ、
左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニ付キ行フ檢定ヲ甲種檢定ト

謂ヒマシテ、農商務大臣之ヲ行ヒマス。

(1) 銅鐵製卷尺、縮尺、又ハ二厘以下若ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アル度器（但鯨尺ノ目盛アルモノハ此ノ限リニアラズ）

(2) 目盛アル玻璃製榭及化學用量器。

(3) 秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下又ハ一「ミリグラム」以下ノ重量ヲ感ズル天秤。

(4) 重量一厘未満又ハ一「センチグラム」未満ノ分銅及之ヲ含メル組分銅。

(5) 「ヤードポンド」法度量衡ノ名稱ニ依ル目盛其ノ他ノ表示アル度器及衡器。但前號ノ修覆檢定ハ委任ニヨリ地方長官之ヲ行フコトヲ得、前項以外ノ檢定ヲ乙種檢定ト申シマシテ地方長官之ヲ行フノデアリマス

檢定証印ノ種類

甲種檢定ニ合格シタルモノ、檢定証印

乙種檢定ニ合格シタルモノ、檢定証印

(7) 度量衡器ノ取締

度量衡器ニシテ檢定ヲ受ケザルモノハ勿論檢定ヲ受ケタモノデアツテモ使用上自然ノ損傷ニ依リ公差ヲ超ユル差狂ヲ生ズルニ至リマシタリ或ハ計量上錯誤ノ出來ル様ニナリマシタリ又ハ容易ニ惡手段ヲ試ミル餘地ヲ生ズル様ニ至ルモノデアリマスルカラ此等ノ不正器物ハ務メテ之ヲ排除シ其ノ他計量上諸種ノ弊害ヲ矯正セネハナリマセヌ。是レ嚴密ナル取締ヲ要スル所以デアリマス。取締ハ第一種取締ト第二種取締トニ區別セラレデアリマス、第一種取締トハ現ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲メ所持スル一切ノ度量衡器ヲ指定ノ日時場所ニ提出セシメテ検査ヲ行ヒ

不正器物ヲ排除スルモノデアリマス。第二種取締トハ隨時店舗及工場ニ臨檢シテ不正ナルモノヲ使用シ又ハ不正ニ使用シ其ノ他計量上違反行爲ナキヤヲ調査スルノデアリマス。第一種取締ニ於テ合格シタル度量衡器ニハ左ノ検査済印ヲ附スコトニナツテ居リマス。

⑥ (輪廓内ノ數字ハ毎年其ノ年ノ下位ノ數字ヲ用キマス)

第二 度量衡器使用上ノ注意事項

(1) 使用スルコトヲ得ザル度量衡器

度量衡法規ニ於テ使用ヲ禁ジタル度量衡器ハ如何ナルモノデアルカヲ識ルコトハ使用者トシテ必要ナル事柄ト考ヘマス、今其

ノ主ナルモノヲ列擧スレバ次ノ通りデアリマス。

附言ハ説明ノ都合上前項ト重複スルコトガアルヤモ計ラレ

マセヌガ豫メ御斷リ申シテ置キマス)

(イ) 檢定証印ナキモノ

凡テ度量衡器ハ政府ノ檢定ヲ受ケ其ノ正確ヲ公認セラレタルモノ即チ檢定証印(㊦又ハ㊨)ガ押サレテアルモノデナケレバナラナイノデアリマス。此等ノ証印ノナキモノハ使用スルコトハ出來ナイノデアリマス。

此ノ檢定証印ハ度量衡器ノ如何ナル部分ニ押サレテアルカト申シマスト例ハ竹製ノ直尺ニ於テハ其ノ表面ノ末端ニ、樹ハ全量表記ノ側面ニ、斗概ハ其ノ切口ニ、木製桿秤ハ桿ノ兩端並ニ錘ニ、臺秤ハ桿ノ末端、錘、增錘、增錘臺及臺ノ上ニ、天秤ハ桿ノ中央ニ夫々押サレテアルノデアリマス。兎ニ角度量衡器ノ

何所カニ必ズ此ノ証印ガ押サレテアリマス。其レカラ檢定証印ニ消印ヲ付セラレタルモノ又ハ抹消セラレタルモノハ檢定証印ナキモノデアリマス。

ロ) 修覆シテ其ノ檢定ヲ受ケザルモノ、
度量衡器ニ差狂ヲ生シ又ハ毀損シタル場合ニハ修覆シ更ニ檢定ヲ受ケテ其ノ正確ヲ公認セラレテハナリマセヌ、即チ修覆ノ都度更ニ檢定証印ノ押捺ヲ受ケテハナラナイノデアリマス、但シ桿秤ノ取緒、皿緒、釣紐又ハ錘絲ニシテ金屬ニ係ラザルモノヲ免許營業者ニ依頼シテ修覆シタル場合ニ限り、檢定ヲ受ケナクテモヨイノデアリマス。
勿論此ノ部分デモ各自ガ勝手ニ修覆シタル場合ニハ檢定ヲ受ケナクテハナリマセヌ。
ハ) 變造シタルモノ

之ハ別ニ説明ヲ要セナイデモ御分リノコト、信ジマス、即チ尺ノ長ヲ増減シタリ又ハ恣ニ入レ底又ハ口縁ヲ削リタリ、錘ノ重量ヲ増減シタ秤ト云フ様ナモノデアリマシテ、所謂欺偽ノ用ニ供スルモノデアリマス。然シテ其ノ器物ヲ以テ欺偽ヲシタトスレハ刑法ノ罪人ニ問ハレマスガ此ノ規定ハ其ノ欺偽ノ豫備犯ヲ罰スルコト、信ジマス。

ニ) 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生ジタルモノ、
之ハ使用ニ伴ヒ自然ニ差狂ヲ來シタルモノデアリマス。茲ニ注意スベキハ法令ガ既ニ一定ノ範圍ニ於テ度量衡器ノ器差ヲ許容シテ居ルコトデアリマス、
元來度量衡器ノ正確保持ニ就テハ誰シモ異存ノナイ所デアリマスガ、神ナラヌ人ノ手ニ依テ製作スル器物ニ全然誤差ナキコトヲ期スルト云フコトハ、實際不可能デアリマス故ニ使用上弊害

ナキ程度ニ於テ一定ノ器差ヲ認メルト云フコトハ止ムヲ得ザル次第デ曩ニ述ベタ通りデアリマス。而シテ吾國ノ度量衡器ハ實用的安價ニ造ラチバナラヌ爲メ竹、木ノ材料ガ其ノ大部分ヲナシテ居ルノデアリマスカラ、差狂ノ程度モ比較的速デアルト考ヘテバナリマセヌ。依テ使用ノ度量衡器ガ公差以上ノ差狂アリヤ否ヤハ調査ヲ行ハチバ分ラヌ譯デ各自ハ特ニ此ノ點ニ注意セラレタキ次第デアリマス。

(ホ) 命令ノ定ムル構造ヲ具備セザルニ至リタルモノ之ハ構造ニ異狀ヲ來シタモノデアリマス。凡ソ構造ニ異狀ヲ來シマスレバ其ノ結果多クハ差狂ヲ伴ヒマスガ、法ノ趣旨ハ差狂ヲ生ゼザル迄モ苟モ構造ニ異狀ヲ來シタルモノハイケナイモノトスル譯デアリマス。蓋シ度量衡器ハ信用ノ要具デアリマスカラ、信用ヲ保持スル爲ニ又一面錯誤ヲ防グ爲ニト思ハレマス。

而シテ命令ノ定ムル構造ヲ具備セザルニ至リマシタコトニナル項事ハ度量衡法施行細則第四十九條ニ明示セラレテアリマス。今其ノ主ナルモノヲ述ヘマスレバ要部ガ毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ及檢定証印記號其ノ他ノ文字又ハ目盛等ノ識別シ難キニ至リタルモノ又ハ分離シ得ベキ構造ノモノニシテ其ノ各部分ガ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノ例ヘバ度器又ハ秤ニシテ分離シ得ベキ部分ニハ夫々番號其ノ他符號ヲ表記シテアルガ其ノ所屬ヲ取違ヘタルモノ即チ符號ノ異ナルモノヤ、檢定ヲ受ケタルトキ固定シアリシ部分ヲ變更シタルモノ並ニ度器ヤ斗概ヤ又ハ秤ノ桿ガ狂ツタリ反ツタリシタルモノ等デアリマス。

(ヘ) 他物ノ附着セルモノ
例ヘバ樹ニ粉糖ガ附着シタリ桿ニ諸種ノ物ガ附着シタモノヲ指スノデアリマス。茲ニ注意スベキハ附着物ニ對シテ、往々其ノ

度量衡器ノ公差ヲ云々スルコトデアリマス、申ス迄モナク附着物ガアレバソレ丈量ニ差ガアリマスガ此ノ場合ニ之ハ公差範圍ダト云ツテ顧ミザルコトハ大ナル誤解デアリマス、何故ナレハ公差ヲ超エザル迄附着物ヲ許ストセバ此ノ箇條ガ無意味ニ屬シ當然(ニ)ノ箇條ニ包含セラル、コト、ナリマス、故ニ所謂他物ノ附着セルモノトハ公差ノ範圍内ノモノ換言セバ少許ノ附着物アルモノヲ示セルモノト了解セラレタイノデアリマス、要スルニ掃除ヲ怠リタルモノハイケナイト云フ趣旨デアリマス。

(ト) 臺アル秤ノ臺ヲ水平ニ爲サハルモノ
 此等ハ何レモ水平ニ据付ケテ使用セザレバ正確ナル計量ガ出來マセヌ故ニ水平ニ爲サハル場合ハ例ヘ器物ガ立派ナモノデアリマシテモイケナイモノトセラレタイノデアリマス、

(チ) 調子玉アル秤ニシテ直點若ハ標點ヲ正サハルモノ、

之モ直點若ハ標點ヲ正サハレバ正確ナル計量ガ出來ナイカラデアリマス。

以上使用スルコトヲ得ザル度量衡器ハ店舗、工場其ノ他取引、証明ヲ爲ス場所又ハ取引、証明ヲ爲ス物件ト同一ノ場所ニ置キ若ハ業務中携帯スルコトモ出來ナイノデアリマス。

二 度量衡器ノ使用制限

假令、度量衡器ガ正當ノモノデアリマシテモ使用上制限セラレテ居ルモノガアリマスカラ其ヲ申述ベマス。

(イ) 鯨尺

取引若ハ証明上鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外使用スルコトガ出來ナイノデアリマス。

(ロ) 木製榭

米、麥、豆等ノ穀類ヲ計ルニハ「穀用」ノ表記又ハ酒、酢、醬

油、油等液類ヲ計ルニハ「液用」ノ表記ガナケレバナリマセヌ
其カラ穀類若ハ液類ニ屬セザル品物例ヘバ果物、野菜類、乾物
、粉類ニハ「穀用」若クハ「液用」ノ表記ノナキ樹テ計ツテモ
宜イノデアリマス。此ノ樹ヲ俗ニ雜用ト謂フテ居リマス、右ハ
木製樹ニ限ラレテアツテ金屬製、玻璃製、陶磁器ノモノニハ此
ノ制限ハアリマセヌ。

ハ 穀類ノ計量

五斗以上又ハ百「リットル」以上ノ穀類ヲ計ル場合ニハ一斗未
滿又ハ二十「リットル」未滿ノ樹ヲ使用スルコトガ出來ナイノ
デアリマス。尙壹斗以上四斗マデハアリマシテモ一斗樹ヲ以テ
計ラザルトキハ其ノ授受者ニ於テ拒ムコトヲ得ルコトニ爲ツテ
居リマス。

ニ 斗 概

樹テ穀類ヲ計ル場合ニハ圓壙狀ノ斗概ヲ又粉狀物ヲ計ル場合ニ
ハ板狀斗概ヲ使用セネバナリマセヌ、而シテ之ニハ大、小、ノ
ガ二種アリマシテ大ハ五升以上ノ樹ニ、小ハ二升以下ノ樹ニ用
ルノデアリマス。

三 其ノ他ノ注意

イ 凡ソ度量ノ衡名稱ニ依リ取引、証明ヲ爲ス場合ニハ其ノ都
度必ズ度量衡器ニ依リ計量セテバナリマセヌ、又營業者デア
ラバ各自必要ナル種類ノ度量衡器ヲ備ヘネバナリマセヌ、度
量衡器ハ營業者以外一般ノ人ニモ備ヘル必要ガアリマス即チ彼
ノ牛乳商ガ從來ヤツテ居ツタ様ニ壘ヲ標準トシテ一合、五勺ノ
名稱ニ依ルガ如キ其ノ他目分量又ハ試メシニ依ルガ如キハ斷
ヲ許サナイノデアリマス。

ロ 計量單位ノ換算

我國ノ如ク尺貫法「メートル」法鯨尺及「ヤードポンド」法ノ四系統ヲ認メテ居ルモノニアリマシテハ一ノ系統ニヨル名稱カラ他ノ系統ニヨル名稱ニ換算スルト云フコトハ日常頻繁ニ起ル事柄デアリマス。

此ノ場合ニ於テハ必ズ度量衡法第三條、第四條又ハ度量衡法施行令第一條ノ規定ニ依ルコトヲ要スルハ申迄モナイコトデアリマス。今二三世間テ誤ツテ居ルモノヲ擧ケマスレバ「ヤード」ハ三尺一分七厘餘ニ當ルノデアリマスガ、往々三尺又ハ鯨尺二尺四寸ト換算スルモノガアリマス。

次ニ斤ノ命位デアリマス、之ハ百六十匁デアルコトハ申迄モナイコトデアリマスノニ西洋菓子ハ百二十匁ヲ一斤トシ、又砂糖ナドデ二百三十匁ヲ一斤トスル様ナモノモアリマス。

次ニ「ポンド」デアリマス。之ハ百二十匁九分六厘ニ當リマ

スルガ往々百二十匁ヲ以テ一封度トシ、殊ニ藥品ナドデ俗ニ藥量一「ポンド」ト稱シ九十九匁五分ト換算スルモノガアリマス、次ニ一噸ハ二千二百四十封度即チ千六百九十三斤四三餘又ハ二百七十貫九百五十匁四分ナルニ千六百八十斤或ハ二百六十八貫八百匁ト換算スルモノガアリマス。

ハ 度量衡器第一種取締

政府ハ世間テ現ニ使用シ又ハ使用ニ供スル一切ノ度量衡器ヲ指定ノ場所ニ集合シテ検査ヲ行ツテ居リマス。此ノ検査ハ二年ニ一回執行シテ居リマス。此ノ場合ハ必ズ指定ノ日時、場所ニ洩レナク度量衡器ヲ提出シテ受檢セテバナリマセヌ、

四 總 括

以上第一項乃至第三項ニ於テ述ベマシタ事柄ハ使用者トシテ是非遵守セラルベキ主要ナル事柄ヲ換言スレバ法令ガ強制スル所

ノモノデアリマス故ニ之ニ違反シタル場合ニハ夫々相當ノ刑罰ヲ科セラルルノデアリマス。尙申述べテ置キマスガ同居者、雇人其ノ他從業者ガ度量衡法令ニ違反シマシタ場合ニ於テハ其ノ刑責負擔者ガ營業者即チ會社ナドニ於キマシテハ社長其ノ他ノ代表社員デアルコトデアリマス。故ニ營業者又ハ代表社員ノ方トシマシテハ自己ノ過失ノ爲ナラザルニ營業者又ハ代表社員ニ迷惑ノ懸ルコトガアリマス故各自充分御注意アランコトヲ切ニ希望致シマス、

(三〇)

第三 度量衡器ノ調査手續

(1) 度量衡器ノ構造調査

度量衡器ノ構造ガ左記各號ノ一ニ該當スルニ至ラバ不正デアリ

マスカラ使用ヲ停止シ修復スルカ又ハ破棄セテハナリマセヌ。
(イ)(ロ)(ハ)(ニ) 檢定証印ナキモノ
修復シテ後更ニ檢定ヲ受ケザルモノ

變造シタルモノ

(ホ) 度量衡器ニシテ其ノ要部ガ毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ

(ニ) 度量衡器ニシテ檢定証印、記號其ノ他ノ表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ

(ト) 度量衡器ニシテ其ノ分離シ得ベキ部分ガ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノヲ以テ組成シタルモノ又ハ檢定ヲ受ケタルトキ固定シアリシ部分ヲ變更シタルモノ

(チ) 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角ガ最少目盛ノ一度

(三七)

- (リ) 目以上磨滅シタルモノ、其ノ端目盛ニ非ラサルモノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ
- (ル) 材料ヲ剝合セ又ハ繼合セテ作りタル度器及連接部ヲ分離シ得ザル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ニ間隙ヲ生ジ且ツ材料又ハ連接部ガ分離シ易キニ至リタルモノ
- (ヌ) 麻製度器ニシテ目盛アル部分ガ分離シ易キニ至リタルモノ
- (エ) 度器ニシテ其ノ目盛アル部分ガ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ
- (ヲ) 曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ユル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生ズルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ
- (ワ) 榫ニシ甚シク變形シ又ハ其ノ口縁ニ緊着シタル材料又ハ

- (カ) 鐵帶ニ緩ミヲ生ジ又ハ其ノ口縁ノ缺損(全量ノ目盛アルモノニシテ其ノ口縁ノ缺損ガ全量ノ目盛ニ達セザルモノヲ除ク)シタルモノ若ハ金屬製榫ノ繼目ノ離レタルモノ
- (コ) 榫ニシテ其ノ口縁又ハ内面ガ著シク磨滅シ若クハ反リヲ生ジ又ハ其ノ内面ニ於ケル塗料ノ剝落シタルモノ
- (タ) 液類ノ計量ニ使用スル榫ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬榫ニシテ其ノ内面ガ漏水スルニ至リタルモノ
- (ソ) 斗概ニシテ反リヲ生ジ又ハ著シク側面ニ凸凹ヲ生ジタルモノ
- (レ) 化學用量器ニシテ注口其ノ他主要ナル部分ニ缺損アルモノ
- (ツ) 秤ニシテ桿ガ枉撓シタルモノ
- (ニ) 秤ニシテ其ノ及、及受、承軸、及蓋又ハ桿ニ於ケル金具

ガ離脱シ又ハ及及桿ニ於ケル金具ガ移動シ易キニ至リタルモノ

(子) 秤ニシテ調子玉又ハ直點若クハ標點ヲ調整スル装置ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ

(ナ) 調子玉又ハ直點若クハ標點ヲ調整スル装置ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ノ二分ノ一以内(木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二以内)掛量アルモノニ在リテハ掛量ノ公差ノ二分ノ一以内(木製桿秤ニ在リテハ其ノ三分ノ二以内)ノ重量ヲ加減スルモ其ノ睨ミガ一致セズ若クハ其ノ桿ガ水平トナラズ又ハ其ノ指針ガ直點若クハ標點ヲ指ササルニ至リタルモノ

(ラ) 水平ヲ定ムル装置アル秤ニシテ其ノ装置ガ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ

(ム) 秤ニシテ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感ゼザルニ至リタルモノ

(ウ) 他物ノ附着セルモノ

(2) 長さ、容量、重量及作用ノ調査

度量器ノ長さ、量器ノ容量、衡器ノ重量及作用ヲ調査スルニハ豫メ公差ヲ研究シテ置イテ公差ノ範圍ヲ脱スルカ否ヤヲ調査セネバナリマセヌ。今此ノ方法ヲ申述ベマスレバ左ノ通デアリマス。

(イ) 度量器

長さノ調査ハ比較的差狂ノ少キ金屬製ノ直尺ヲ標準トシテ受檢器ト對照スルガ宜シイデス。麻製卷尺ノ如キハ伸縮ガ甚シイカラ鋼鐵製卷尺ヲ備ヘテ時々調査ヲ行フ必要ガアリマス。次ニ曲

リ尺ノ如キハ其ノ角度ヲ調査スル必要ガアリマス。其レニハ短枝デ六寸、長枝デ八寸ヲ畫キ其ノ絃ガ一尺デアアルカドウカラ見ルノモ一方法デアリマス

(ロ) 量器

容量ノ調査ハ豫メ樹ノ寸法ヲ調べテ置イテ寸法ニ依リ調査スル外簡單ナル方法ハナカラウト思ヒマス、

(ハ) 衡器

衡器ノ作用及重量ノ調査ハ次ノ手續ニ依ラレタイノデアリマス
○天秤及上皿天秤

(一) 据付

懸垂シテ使用スルモノハ其ノ儘トナシ、水平器アルモノハ之ニ依リ水平ヲ正シ、水平器ナキモノハ水平ナル臺上ニ据付クルコト

(二) 直點

調子玉アルモノデ之ニヨツテ其ノ指針ヲ直點ニ一致セシムルコトガ出來ナイモノ。調子玉ノナイモノデ公差ノ二分ノ一マデノ重量ヲ加減シテモ直點ニ一致セシムルコトガ出來ナイモノハ不正ナルコト

(三) 休ミ

休ミ付ノモノハ釣リ合ハシメタル後其ノ休ミヲ上下シ、休ミ付デナイモノハ適當ナ方法デ桿ニ微振ヲ與ヘタル場合ニ公差ノ四分ノ一ノ重量ヲ加減シテモ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(四) 四隅

甲 秤量ノ二分ノ一ニ相當スル分銅ヲ皿ノ圖ノ様ナ位置
乙 秤量ノ二分ノ一ニ相當スル分銅ヲ皿ノ圖ノ様ナ位置
丙 秤量ノ二分ノ一ニ相當スル分銅ヲ皿ノ圖ノ様ナ位置
丁 ニ載セ持針ガ直點又ハ標點ヲ指サナイ場合ニ公差迄

ノ重量ヲ加減シテモ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(五) 秤量

秤量ニ相當スル分銅ヲ一方ノ皿ニ載セ他ノ皿ニ適當ノ分銅ヲ載セ空掛ノ場合ト同一ノ位置ニ釣合ハシメ、更ニ左右交換シタル場合ニ公差迄ノ重量ヲ加減シテモ元ノ様ニ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(六) 感量

秤量ニ相當スル分銅ヲ載セ釣合ハシタ後、公差ニ相當スル重量ヲ加ヘタ場合ニ、其ノ目盛ノアルモノハ一度目以上、目盛ノナイモノハ明カニ認めラル、程度マデ其ノ指針ガ移動シナイモノハ不正ナルコト

○臺秤、上皿桿秤

(一) 据付

水平器ノアルモノハ之ニヨリテ水平ヲ正シ、車又ハ臺ノ座リヲヨクシ水平器ノナキモノハ水平ナル臺上又ハ土間ニ据付ケルコト

(二) 直點

「送り錘」ヲ直點ニ合セ、調子玉デ桿ヲ桿休メノ中央ニ釣合ハシメルコト

(三) 四隅

秤量ノ五分ノ一ニ相當スル分銅ヲ、臺秤ニ在リマシテハ臺ノ四隅ニ、上皿桿秤ニアリマシテハ皿ノ中心カラ三分ノ二ノ所四ヶ所ニ載セタ時、公差迄ノ重量ヲ加減シテモ桿ノ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(四) 錘及増錘

錘ハ數ヶ所適宜ノ目盛ニ掛ケ増錘ハ一個ヅ、小サキモノヨ

リ順次大キナモノニ及ボシ、之ニ相當スル分銅ヲ臺又ハ皿ニ載セタ場合ニ公差迄ノ重量ヲ加減シテモ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(五) 秤量

秤量ニ相當スル分銅ヲ臺又ハ皿ノ上ニ載セタ場合ニ、公差迄ノ重量ヲ加減シテモ桿ノ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(六) 感量

秤量ニ相當スル分銅ヲ臺又ハ皿ノ上ニ載セ、桿ノ靜止スル位置ヲ視定シタル後、公差ニ相當スル重量ヲ載セタ場合ニ、桿ノ移動シナイモノハ不正ナルコト、

〇桿秤

(一) 据付

適當ナル鈎ニ掛ケ又ハ水平ナル臺上ニ据付クルコト

(二) 直點

錘ヲ直點ニ掛ケシ場合ニ調子玉ニテ釣合ハスコトガ出來ナイモノ又ハ調子玉ノナキモノハ秤量公差ノ二分ノ一(木製ノモノニ在リテハ三分ノ二)掛量アルモノニ在リテハ掛量公差ノ二分ノ一(木製ノモノニ在リテハ三分ノ二)マデノ重量ヲ加減シテモ猶釣合ハスコトガ出來ナイモノハ不正ナルコト

(三) 掛量、盛出量、及秤量

掛量、盛出量及秤量ニ相當シタル分銅ヲ掛ケ或ハ載セタ場合ニハ公差迄ノ重量ヲ加減シテモ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

(四) 感量及搾リ

掛量及秤量ニ相當スル分銅ヲ掛ケ或ハ載セタ後公差ニ相當

スル分銅ヲ加ヘタ場合ニ、桿ノ明カニ移動シナイモノハ不正ナルコト

尙掛量及秤量ノ目盛ニ於テ其ノ桿ヲ上下ニ搾ツタ場合ニ公差ニ相當スル重量ヲ加減シテモ、桿ガ元ノ位置ニ釣合ハナイモノハ不正ナルコト

○自働秤、十分秤

其ノ構造ニ依リ前各項ニ準シテ調査ヲ爲スコト

○分銅、定量錘及定量増錘

天秤ノ右皿ニ調査セントスル器物ニ相當シタ調査用分銅ト公差相當ノ調査用分銅ヲ載セ、左皿ニ他ノ分銅ヲ載セ釣合ハシメタル後、右皿ノ分銅全部ヲ取り去リ、調査セントスル器物ヲ載セマス。コノ場合ニ右皿偏重ヲ表スモノ又ハ偏輕ヲ表スモノ公差ノ二倍ニ相當スル分銅ヲ加ヘテモ猶偏輕ヲ表スモノハ

不正ナルコト

○調査用分銅ノ不足ナル場合

調査用分銅ガ不足ノ時ハ調査用分銅ヲ基トシテ調査セムトスル秤ノ感量ノ五分ノ一以下ノ重量ヲ感ズル秤デ、假分銅ヲ作ツテ、之ヲ以テ調査スルコト。尙秤量ノ四分ノ一マデノ調査ハ假分銅ニヨリテ夫レ以上ハ倍加法ニヨリ調査スルコト、

(3) 調査ノ設備

調査ノ設備ハ左記各項ニ依リ其ノ必要ナルモノヲ備付ラレタイト存ジマス

イ、度器調査用具

鋼 鐵 製 直 尺 同 上 卷 尺

ロ、量器調査用具

容 量 調 査 用 度 器

ハ、衡器調査用具

定 盤 水 準 器

捻子廻シ等 調査用分銅

臺秤ヲ主トスルモノニアリテハ

五貫十個、二貫二個、一貫一個、一貫乃至二厘各種一組

天秤ヲ主トスルモノニアリテハ

成績ノ明カナル百瓦乃至一「ミリグラム」各種一組

ニ、度量衡器臺帳

記載事項

種類、全長、全量、秤量、記號、番號、購入年月日、價格、購入先、取扱者、検査年月日、其ノ成績（正、否ノ別、不正事由）修覆依頼又ハ檢定請求年月日（修覆依頼先、摘要）
以上

(5)

大正七年三月十日印刷
大正七年三月十五日發行

發行所 日本度量衡協會愛媛支部

松山市南八坂町三番戸

著 者 水 谷 重 俊

松山市壹町一丁目六十五番地

印刷者 關 定

松山市壹町一丁目六十七番地

印刷所 關 和洋紙店印刷部

31
588

31
588



終

